

教育課題

第12分科会 自立と共生

研究課題 自立や共生の実現に向けた特別支援教育と環境教育の推進における校長の在り方

分科会の趣旨

我が国が目指している社会は、互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のために、小学校教育においては、自分らしさを大切にしながら、夢や希望をもって「自立する力」を育むとともに、一人一人が仲間として支え合いながら、より良い社会を築いていこうとする「共生」と世界中で深刻化する環境問題の課題解決に向かう自然との「共生」の態度を養うことが大切である。

学校においては、障がいの有無に関わらず誰もが相互に尊重し合える共生社会を築くために、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する必要がある。このような視点に立って、子ども一人一人の教育的ニーズを把握するとともに能力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服できるような指導及び支援を行うことが重要である。これらのことは、特別な教育的支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校においてなされるものである。

また、環境汚染や異常気象、自然災害の多発等の地球環境の悪化を受け、環境破壊の抑止、生物多様性の保全等の地球環境保全の考えに立ち、自然環境の保護・整備や循環型社会の形成に向けた意識改革を図り、かけがえのない地球全体の環境保全に取り組む意欲を高め、能力を育成する環境教育の推進が望まれている。

ここでは、全教職員が「自立と共生」の社会づくりにおける特別支援教育や環境教育の役割について共通認識に立ち、一体となって推進していく校内指導体制の確立や、家庭・地域・関係機関との連携等を進めることが重要となる。

本分科会では、子どもの自立を図るための特別支援教育や、「持続可能な社会」の担い手を育む環境教育を推進するための具体的な方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 子どもの自立を図る特別支援教育の推進

障がいの有無に関わらず誰もが相互に尊重し合える共生社会を築くため、学校教育において、積極的に特別支援教育を推進していかなければならない。そのためには、障がいのある子どもの状態を的確に把握し、教育的支援を必要な時に提供することにより、その能力を十分に発揮できる環境を整えていく必要がある。

校長は、特別支援教育の理念や指針を理解し、校内支援体制の充実を図るとともに、関係機関等との連携を強化し、全ての子どもの自立と共生を目指し、特別支援学級と通常の学級の双方の担任の専門性の向上と授業改善を図らなければならない。

このような視点に立ち、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 持続可能な社会の担い手を育み、教科・領域との関連を図った環境教育の推進

自然環境を大切にしようとする子どもの意識と意欲を育てるためには、身近な環境問題に関心をもたせ、問題を見出し、考え、判断し、より良い環境づくりや環境の保全に主体的に取り組む態度と能力を育成しなければならない。また、子どもたち自身が、自分は被害者であると同時に加害者にもなり得るという認識をもって、人類の一員として自然と共存できる持続可能な社会の担い手であることに気付かせることが必要である。

学校においては、総合的な学習の時間を中心に各教科、道徳、特別活動などとの関連を図るとともに、体験的な活動も重視しながら家庭・地域・関係機関との連携を図りながら実践を進めていかなければならない。

このような視点に立ち、学校全体で取り組む環境教育の推進と指導体制づくりにおける校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

3. 分科会の方向性と研究視点に関する資料

幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の

学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）

中央教育審議会（平成28年12月21日）

第1部 第8章 子供一人一人の発達をどのように支援するか

5. 教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し，子供たちの自立と社会参加を一層推進していくためには，通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校において，子供たちの十分な学びを確保し，一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

その際，小・中学校と特別支援学校との間での柔軟な転学や，中学校から特別支援学校高等部への進学などの可能性も含め，教育課程の連続性を十分に考慮し，子供の障害の状態や発達の段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を可能としていくことが必要である。

そのためには，特別支援教育に関する教育課程の枠組みを，全ての教職員が理解できるよう，小・中・高等学校の各学習指導要領の総則において，通級による指導や特別支援学級（小・中学校のみ）における教育課程編成の基本的な考え方を示していくことが求められる。また，幼・小・中・高等学校の通常の学級においても，発達障害を含む障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に，全ての教科等において，一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう，障害種別の指導の工夫のみならず，各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図，手立ての例を具体的に示していくことが必要である。

また，通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については，一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう，「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することが適当である。

障害者理解や交流及び共同学習については，グローバル化など社会の急激な変化の中で，多様な人々が共に生きる社会の実現を目指し，一人一人が，多様性を尊重し，協働して生活していくことができるよう，各教科等の特質に応じた「見方・考え方」と関連付けながら，学校の教育活動全体での一層の推進を図ることが求められる。さらに，学校の教育課程上としての学習活動にとどまらず，地域社会との交流の中で，障害のある子供たちが地域社会の構成員であることをお互いが学びという，地域社会の中での交流及び共同学習の推進を図る必要がある。

小学校学習指導要領

文部科学省（平成29年 3月）

小学校学習指導要領 総則 第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては，特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別的教育課程については，次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上，各教科の目標や内容を下学年の教科の目標

や内容に替えたり，各教科を，知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして，実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して，通級による指導を行い，特別の教育課程を編成する場合には，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし，具体的な目標や内容を定め，指導を行うものとする。その際，効果的な指導が行われるよう，各教科等と通級による指導との関連を図るなど，教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては，家庭，地域及び医療や福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点で児童への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに，各教科等の指導に当たって，個々の児童の実態を的確に把握し，個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に，特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については，個々の児童の実態を的確に把握し，個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し，効果的に活用するものとする。

小学校学習指導要領解説 総則編

文部科学省（平成29年 6月）

小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第4節 児童の発達への支援

2 特別な配慮を必要とする児童への支援

（1）障害のある児童などへの指導

そこで，校長は，特別支援教育実施の責任者として，校内委員会を設置して，特別支援教育コーディネーターを指名し，校務分掌に明確に位置付けるなど，学校全体の特別支援教育の体制を充実させ，効果的な学校運営に努める必要がある。その際，各学校において，児童の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには，特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして，計画的，組織的に取り組むことが重要である。

こうした点を踏まえ，各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で，個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切である。

さらに，障害のある児童などの指導に当たっては，担任を含む全ての教師間において，個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに，教師間の連携に努める必要がある。また，集団指導において，障害のある児童など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は，教師の理解の在り方や指導の姿勢が，学級内の児童に大きく影響することに十分留意し，学級内において温かい人間関係づくりに努めながら，「特別な支援の必要性」の理解を進め，互いの特徴を認め合い，支え合う関係を築いていくことが大切である。

なお，今回の改訂では，総則のほか，各教科等においても，「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障害のある児童などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うことが規定されたことに留意する必要がある。

平成29年度 文部科学白書

文部科学省

特別支援教育の推進

障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ，障害のある子供の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち，障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に十分に教育を受けられるよう，一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みを整備する。

そのため、基礎的環境整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する障害のある子供が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。また、小・中学校等と特別支援学校とが連携しつつ、学校の教育活動全体を通じた障害者理解に関する学習や交流及び共同学習の一層の推進を図る。さらに、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、最新の知見を踏まえながら、全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組を推進する。あわせて、就学前の早期発見や適切な支援が行われるよう、教育委員会と福祉部局などの関係機関との連携を促進する。

平成28年度 文部科学白書

文部科学省

第2部 文教・科学技術施策の動向と展開

第3章 生涯学習社会の実現 第2節 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

7 環境教育・環境学習の推進

(2) 環境教育・環境学習推進のための施策

学校における環境教育については、これまで、小・中・高等学校を通じ、社会科や理科といった教科ごとの学習だけでなく、総合的な学習の時間を活用した教科横断的な学習が児童生徒の発達段階に応じて行われています。さらに、「教育基本法」の改正などを受けて、平成20年3月に小・中学校、21年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、社会科や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容を充実（例えば、小学校の社会科では「節水や節電などの資源の有効な利用」（3・4学年）、中学校の理科では、「自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察」（第1分野、第2分野）、高等学校の家庭科では、「環境負荷の少ない生活、持続可能な社会を目指したライフスタイルを工夫し、主体的に行動する」（家庭基礎）など）しました。さらに、29年3月には、小・中学校の学習指導要領を改訂し、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成することとしています。

文部科学省では、環境教育を一層推進するための施策として、米国が提唱し、平成27年時点で世界115の国・地域が参加している「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）」に参加する協力校の指定や、環境省との連携・協力による教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する研修（環境教育リーダー研修）などを実施しています。また、「健全育成のための体験活動推進事業」において、児童生徒の健全育成を目的とした自然体験活動や農林漁業体験など農山漁村等における様々な創意工夫のある宿泊体験活動を支援しています。

学校の施設についても、環境に対する負荷を低減する取組を進めています。例えば、施設を環境教育の教材として活用したり、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備や断熱化の仕組みや効果を学習したりするなど、学校を地域への環境教育の発信拠点とするため、関係省庁と連携しつつ、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進しています。

社会教育では、公民館などの社会教育施設を中心として、地域における社会教育関係団体などが連携し、環境保全などの地域の課題を解決していくための取組について情報提供するなど、地域の教育力の向上を図っています。

平成29年度 文部科学白書

文部科学省

環境教育の推進

- ・ 持続可能な社会の担い手を育成するため、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき教科等横断的に環境教育を進めるとともに、関係府省が連携し、指導者に対する研修を実施する。また、地域等においても、環境保全についての理解を深めるとともに、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、自然体験活動や農林漁業体験などの体験活動の推進等を図る。

新学習指導要領における「環境教育」に関わる主な内容

文部科学省

前文	4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと
社会科	<p>(3年) 身近な地域や市区町村の地理的環境、地域の安全を守るための諸活動や地域の産業と消費生活の様子、地域の様子の移り変わりについて、人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに、調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p> <p>(4年) 自分たちの都道府県の地理的環境の特色、地域の人々の健康と生活環境を支える働きや自然災害から地域の安全を守るための諸活動、地域の伝統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きなどについて、人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに、調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p> <p>(5年) 我が国の国土の地理的環境の特色や産業の現状、社会の情報化と産業の関わりについて、国民生活との関連を踏まえて理解するとともに、地図帳や地球儀、統計などの各種の基礎的資料を通して、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p>
理科	<p>自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力と次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(各学年) (1) 物質・エネルギー (2) 生命・地球</p>
生活科	<p>身近な人々、社会及び自然と触れ合ったり関わったりすることを通して、それらを工夫したり楽しんだりすることができ、活動のよさや大切さに気付き、自分たちの遊びや生活をよりよくするようにする。</p>
家庭科	<p>家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。</p>
道徳	<p>D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること</p> <p>生命の尊さ 自然愛護 感動、畏敬の念 よりよく生きる喜び</p>
総合的な学習の時間	<p>2 次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(4) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察、実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。</p>
特別活動	<p>学級活動、児童会活動、学校行事</p>

第12分科会 「自立と共生」

研究課題 「自立や共生の実現に向けた特別支援教育と環境教育の推進と校長の在り方」

1. 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

LD, ADHD, 高機能自閉症も含めて障がいのある児童生徒に対して、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。小学校において通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の子どもに対する理解や指導及び支援に努めてきている。「校内委員会設置」、「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、「個別の指導計画の作成」、「個別の教育支援計画の作成」についても、着実に取組が進んできている。さらに、28年4月からは、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用を受け、学校現場では合理的配慮が求められるようになり、保護者を含め関係機関との一層の連携が必要不可欠となっている。

また、障がいのある児童生徒のニーズは教育、福祉、医療等様々な観点から生じるものである。これらのニーズに対応した施策はそれぞれ独自に展開できるものもあるが、類似しているもの、または密接不可分なものも少なくない。したがって、教育という側面から対応を考えるに当たっても、福祉、医療等の面からの対応の重要性も踏まえて、関係機関等の連携協力に十分配慮することが必要となる。また、福祉、医療等の面からの対応が行われるに当たっても、教育の立場から必要な支援・協力を行うことが重要である。

さらには、今日の世界的な課題でもある環境問題について、限りある地球資源の効率的な利用や環境への負荷を最小限にとどめるとともに、次世代も含む全ての人々が健康で文化的な生活を営むことができる持続可能な社会を構築することが求められており、エネルギーを含めた多くのものを循環させていく社会生活の営みが重要になっていく。しかも、それらは単なる危機意識や理解にとどまらず、自分たちの身近なものから実践していくような態度と意欲が大切である。

こうしたことから、特別支援教育や環境教育の理念と基本的考え方が普及・定着することは、学校教育だけでなく、環境問題の解決や改革に、積極的な意義を有するものである。

我が国が目指すべき社会は、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会であり、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全され、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる持続可能な社会である。その実現のため、学校教育は、障がい者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、特別支援教育や環境教育の理念や基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

校長は、家庭・地域社会・関係機関等との連携を深め、ノーマライゼーションの理念と具現化の方策を普及、浸透すると共に、子どもの発達や障がい等についての理解を広げ、子どもや保護者に温かく寄り添う教育活動や環境教育の充実に向けて強くリーダーシップを発揮することが求められている。

2. 「研究課題」を究明する視点

(1) 子どもの自立を図る特別支援教育の推進

- ・特別支援教育の校内支援体制の整備と関係機関等の連携の在り方
- ・特別支援教育の推進を目指す教職員の意識改革と専門の向上

(2) 持続可能な社会の担い手を育み、教科・領域との関連を図った環境教育の推進

- ・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の関連を図り、全校体制で取組む環境教育の推進
- ・家庭、地域、関係機関との連携を図り、環境保全に主体的に取り組む態度と能力を育てる実践的な活動の工夫